

May 21, 2025

韓国公正取引委員会「下請取引公正化指針」改定案の改定背景及び主な改定内容

韓国公正取引委員会（以下「公取委」）は2025年4月17日、韓国の国内企業が海外現地法人を設立して取引を行う場合において、「下請取引の公正化に関する法律」（以下「下請法」）の適用対象を明確にするため、実質的な下請関係にあると認められる例をより具体化する内容の「下請取引公正化指針」（以下「公正化指針」）改定案を発表し、2025年5月8日までの21日間にわたって行政予告を行いました。公取委は、行政予告の期間中に利害関係者、関係省庁等の意見を十分に集約した上で、改定案を確定して施行する予定です。

I. 公正化指針の改定の背景

最近、韓国の国内企業による海外現地法人を通じた海外進出が活発化する中、国内企業が海外現地法人を通じて下請法の適用を迂回しているという議論が浮上し、海外法人間又は国内企業と海外法人間の下請取引にも下請法を適用する方策が検討されてきました。

その方策の一つとして、下請法の域外適用の問題が引き続き提起されてきましたが、公取委は、下請法に域外適用の規定がなく、下請法を運用している国も多くないことを考慮し、これまで外国法人を対象とした下請法の執行に慎重な立場を堅持してきました。

実際に公取委は、外国法人との取引における下請法の適用に関する問い合わせに対して、「海外に設立・登録された会社の下請法（韓国法）を適用することは困難であるため、海外に設立・登録された会社を下請法第2条第2項の親事業者とみなすことはできない」と回答しており（2021年6月22日オンライン請願サイトの請願への回答）、また、下請法違反申告事件において「被調査人が外国事業者であり、下請法第2条第2項による親事業者の要件を満たさないため、法の適用対象に該当しない」として審査手続きを終了したこともあります。

このような問題を解決するため、2022年8月には、国外で行われた行為であっても韓国市場に影響を及ぼす場合は下請法を適用する旨の規定を新設し、超国家企業又は外国企業に下請法を適用するようにする旨の下請法の一部改正法律案も発議されました。

このような流れの中で、下請法を改正することなく、下請事業者の保護に関する盲点を解消することを目的として、今回の公正化指針の改定が推進されたものと考えられます。

以下では、公正化指針改定案の主な改定内容とその示唆点についてご説明いたします。

II. 公正化指針の主な改定内容

公正化指針は、下請法及び同法施行令の具体的な遵守事項を提示し、下請法の執行基準を明確にするための行政規則（例規）です。公取委は、従来の公正化指針においても、取引の形式と実質が異なる場合は実質に応じて下請法の適用対象を決定するよう定めていましたが、今回の改定案を通じて、韓国の国内企業が海外法人を設立して取引する場合の下請法の適用対象を明確にするため、以下のように実質的な下請関係にあると認められる例をより具体的に示しました。

特に、改定案は、親事業者と下請事業者の双方が国外に法人を設立して取引を行う場合だけでなく、一方が国外に法人を設立して取引を行う場合にも、実質的に国内企業間の下請取引関係とみなすことができる旨を明確に示しています。

親事業者（A）と下請事業者（B）が形式的に国外に法人を設立して下請取引を行う場合において、次の特別な事情等を総合的に考慮し、AとB間の実質的な関係が立証されれば、AとBの間に下請関係があるものとする。これは、いずれか一方のみが形式的に国外に法人を設立して下請取引を行う場合にも同様である。

- (1) Bが国外法人を通じて下請契約を締結した主な理由がAの要請・指示である場合
- (2) 国外で締結された下請契約の前にAとBの間で下請取引に関する基本契約等が既に締結されていた場合、又は国外での下請契約の交渉・締結が事実上AとBによって行われた場合
- (3) 国外で締結された下請契約の形式・内容・条件が国内でAとBの間で締結された他の下請契約と類似している場合
- (4) Aの役職員が国外での下請契約の履行・管理・監督に関してB又はBの国外法人に指示するなど、中核的な役割を担った場合
- (5) 国外の下請取引が国内のAとBの間で行われた他の下請取引の製造・修理・施工・役務の遂行方式と類似している場合、又はその国内の下請取引の原材料・中間材・部品を国外の下請取引に供給・活用する場合

III. 示唆点

大企業が生産拠点を海外に移転するにあたり、従来から取引関係にあった国内の協力会社が大企業とともに海外市場に進出し、現地で生産とサプライチェーンを構成するいわゆる「海外共同進出」の事例は、建設、自動車、電子・半導体、ディスプレイ、造船・海洋ブ

ラント、繊維・衣料品産業など様々な産業分野で容易に見つけることができます。

今回の公正化指針の改定案は、企業の予測可能性の面でやや不明確な点があるという指摘もありますが、同指針改定案が発表された内容で、若しくはそれに類似した内容で確定される場合、これまでは下請法が適用されないものと解されていた海外現地法人間の取引に下請法が適用されるようになる可能性があります。また、いずれか一方のみが国外に設立して下請取引を行う場合にも下請法が適用される可能性があります。その場合、韓国内の親事業者としては、海外現地法人との取引についても下請法が定める各種義務事項及び禁止事項を遵守する必要があります。

したがって、海外共同進出をした企業や海外現地法人与取引を行っている企業においては、今回の行政予告の経過に注目する必要がある、確定された公正化指針改定案の内容を参考の上、これらの取引が「実質的に国内企業間の下請取引」と判断されるリスクを点検し、全面的なコンプライアンス体制の構築を検討する必要があります。

関連構成員

金烘琦（キム・ホンギ）

弁護士

T 02.3404.0489

E hongki.kim@bkl.co.kr

安俊奎（アン・ジュンギュ）

弁護士

T 02.3404.6561

E joonkyu.an@bkl.co.kr

金圭植（キム・ギュシク）

弁護士

T 02.3404.0945

E kysik.kim@bkl.co.kr

法務法人（有限）太平洋のニュースレターに掲載されている内容や意見は、一般的な情報提供のみを目的に発行されており、法務法人（有限）太平洋の公式的な見解や何らかの具体的な事案に対する法的意見を差し上げるものではないこと、ご了承ください。ニュースレターに関するお問い合わせは、上記の連絡先までお問い合わせいただきますようお願いいたします。